

小田原市国民健康保険条例施行規則の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市国民健康保険条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和5年1月13日（金）
意見提出期間	令和5年1月13日（金）から令和5年2月13日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、保険課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	4件（2人）
インターネット	1人
ファクシミリ	
郵送	1人
直接持参	
無効な意見提出	1人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

＜総括表＞

区分	意見の考慮の結果	件 数
A	意見を踏まえ、反映したもの	
B	意見の趣旨が、すでに反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他（質問など）	1

<具体的な内容>

口座振替を基本的な納付方法とすることについて

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	口座振替を基本的な納付方法とするのであれば、スマートフォンアプリによる納付やコンビニ収納等は廃止するのか。	D	今回改正の趣旨は、これまで勧奨してきた口座振替による納付を「基本的な納付方法」として位置付け、より一層の口座振替納付へのご協力をお願いするものであり、強制力を伴うものではありません。そのため、個々人のご事情に応じて、スマートフォンアプリによる納付など口座振替以外の納付方法をこれまでどおり選択することが可能です。
2	ポイントや窓口の開設時間等の点から、スマートフォンアプリによる納付の方が利便性が高いのであれば、口座振替による納付を基本的なものとすることはいかがなものか。	C	口座振替による納付は、他の納付方法と異なり一度手続きを済ませば以後、一切の納付手続きを要しない点で利便性に優れるものと考えています。口座振替を開始する手続き 자체が煩雑であるとのご意見もありました。これについては、令和5年7月3日から新たな口座振替の手続きを導入し、利便性の向上を図る予定です。
3	現在収納業務を行っている窓口での収納業務を廃止し、経費削減を図るのでなければ、口座振替を基本的な納付方法にする必要性を感じない。	C	納付書等による納付を選択される方もいるため、窓口での収納業務は引き続き、実施するとともに、口座振替の促進を図ることで収納手数料等経費の削減に努めています。
4	次の理由から現状の納入方法を存続させて、加入者が個人の利便性で選択できることが望ましい。 ・金融機関の口座がない方もいる。 ・口座振替の手続きが煩雑である。 ・医療費の増大を抑えることに取り組むことが必要である。健康維持を促進し、医療費増大の抑制を。	C	今回改正の趣旨は、これまで勧奨してきた口座振替による納付を「基本的な納付方法」として位置付け、より一層の口座振替納付へのご協力をお願いするものであり、強制力を伴うものではありません。 そのため、金融機関の口座がないなど、ご事情をお持ちの場合は、これまでどおり、口座振替以外の納付方法をご選択いただけます。また、口座振替手続きをより簡易に行うことができるサービスを令和5年7月3日から導入します。